

みどりのこだま

～ひとつ、ひとつ、実現するふくしま～

〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30
 福島県相双農林事務所農業振興普及部
 TEL(0244)26-1150
 FAX(0244)26-1169
 E-mail : shinkouhukyu.af06@pref.fukushima.jp

相双地方の園芸品目産地化に向けた取組

相双地方の農業生産は水稲中心でしたが、東日本大震災からの復興・創生に向けて、水稲＋園芸品目の導入により、農業者の規模拡大と収益性の向上、園芸品目の広域的な産地形成を推進しています。

このため、効率的かつ大規模生産を可能とする生産施設、円滑な流通と新たな需要創出を図る集出荷施設や加工施設の整備を進めています。これらの施設整備と併せて、地元及び県内外からの多様な担い手の確保や、ほ場整備等を契機とした農地の集約、園芸品目の生産技術確立を図り、「もうかる」農業を推進しています。

生産施設

小高園芸団地（南相馬市）では、鉄骨ハウス5棟、パイプハウス38棟で、単独JAとしては生産量日本一の夏秋きゅうりのほか、しゅんぎく、スナップえんどうを栽培しています。

また、水稲育苗後の空きハウスを利用したきゅうり生産を推進するため、一部に不織布ポット栽培も導入しています。

きゅうりの不織布ポット栽培



集出荷・貯蔵施設

甘藷貯蔵施設（楡葉町）、たまねぎ乾燥貯蔵施設（富岡町）、小高園芸団地（きゅうり選果、南相馬市）へは、収穫した野菜をコンテナ（甘藷やたまねぎは大型の鉄コンテナ、きゅうりはプラスチックのコンテナ）にバラ詰め出荷することができます。これにより、生産者は手間のかかる選別・袋詰め等の作業を省力化でき、生産面積の拡大を図ることが可能になります。

甘藷のコンテナ出荷



加工施設

園芸作物集出荷団地（計画中・南相馬市）、野菜加工施設（富岡町）では、ブロッコリー、たまねぎ、甘藷、ねぎ等、機械化による大規模栽培が可能な園芸品目を受け入れ、カット、冷凍などの加工を施すことにより、付加価値の向上を図ります。

たまねぎの収穫



園芸関連の主な施設（計画中のものも含む）

施設の名称	市町村	主な品目・規模等
園芸作物集出荷団地 （計画中）	南相馬市	集出荷貯蔵3,151t、卸売1,400t（地物）、加工460t ※ねぎ、ブロッコリー、たまねぎ、小菊 ほか
小高園芸団地	南相馬市	施設19,309㎡、きゅうり、しゅんぎく等生産、 水稲の育苗
野菜集出荷施設	富岡町	たまねぎの乾燥・貯蔵4,000t（80ha相当）
野菜加工施設 （整備中）	富岡町	野菜加工5,109t（303ha相当） ※たまねぎ、ブロッコリー、ねぎ ほか
甘藷貯蔵施設	楡葉町	甘藷の貯蔵1,515t（50ha相当）

ブロッコリー収穫の機械化に向けた取組

相馬地域は平成22年度時点では126.7haの栽培面積を誇る県内有数のブロッコリー産地でしたが、東日本大震災と原子力災害の影響により、生産面積は平成24年度時点で39.9haまで落ち込みました。一方、県とJAでは、相馬地域の営農再開と産地復興の重要品目としてブロッコリーを位置づけており、栽培面積拡大に向け、一斉収穫機や選別自動収穫機を活用した機械化に取り組んでいます。

南相馬市原町区では、加工業務用ブロッコリー栽培において、令和3年度から一斉収穫機を活用した収穫試験を行っています。一斉収穫機は、株の抜き取りから葉切りまでを自動で行うことができるため、作業者の労働負担を減らすことができます。

南相馬市小高区では、開発中のブロッコリー選別自動収穫機による収穫試験を行っています。ブロッコリーは、人の目で花蕾の大きさを確認し、収穫適期を判断する必要がありますが、選別自動収穫機は、内蔵されたカメラで花蕾を撮影し、収穫に適した大きさの花蕾を判別して収穫を行います。

これらの技術により、作業効率の向上及び労働負担の軽減、人手不足の解消が期待されます。



▲一斉収穫機での収穫の様子



▲選別自動収穫機での収穫の様子

令和5年度鳥獣被害対策モデル集落の設置

福島県における令和4年度野生鳥獣による農作物被害金額は、約1億1,885万円となり、令和3年度より約2,099万円減少しました。これまでの対策により、県全体での被害額が減少していますが、相馬地域ではニホンザルの被害が増加傾向にあり、引き続き対策が必要です。

効果的な鳥獣対策のためには、個人での取組のみならず、地域一丸となった集落ぐるみの対策を行う必要があります。当部では、生息環境管理（緩衝帯の設置、餌となる誘因物の除去）、被害防除（電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置）、個体数管理（農地周辺での捕獲）を総合的に実施する鳥獣被害対策モデル集落を設置しています。

令和5年度からは新たに「南相馬市片倉地区」をモデル地区として、活動をスタートしました。片倉地区はニホンザルの群れが複数混在しており、被害防除や追い払い等、対策を行う必要があります。活動1年目となる今年度は、南相馬市や専門家と連携し、ニホンザルの生態に関する学習会の開催や、センサーカメラを活用した地区内における鳥獣の生息状況調査、誘因物の場所や柵設置状況を共有するため、集落環境診断を行いました。今後も集落の方々とともに野生鳥獣に負けない片倉地区をつくり、またその取組を他地区への波及につなげていきます。



▲集落環境診断の様子

水稻の高温対策、品質低下の要因

令和 5 年は、夏の記録的な高温等の影響により一等米比率が大きく低下しました。

営農センター	白未熟 (%)	整粒不足 (%)	充実度 (%)	計 (%)	カメムシ (%)	胴割 (%)
新地	83	6	—	89	3	7
相馬	74	5	13	92	7	—
鹿島	40	2	17	59	36	2
原町	47	43	—	90	3	3
小高	69	19	—	88	12	1

【令和 5 年産天のつづ落等要因割合 (データ提供: JA Fukushima 未来そうま地区本部)】

ここでは、高温障害を軽減し、米の品質を高めるための技術の一部を紹介します。

- 1 地力の改善:** 土壌診断の実施とほ場に応じた適正な施肥、土壌改良材・堆肥の施用などにより地力を高めることで、玄米品質の改善が期待できます。
- 2 水管理:** 「飽水管理 (ひたひた水状態)」や「昼間湛水-夜間落水」を行うことで、水田の水温や地温が下がり、根の活力が維持できます。
(飽水管理…自然減水させ、ほ場表面には水が無く溝や足跡に水がたまっている状態になったら 3 cm 程度入水することを繰り返す管理方法)
- 3 適期収穫:** 刈り遅れによって白未熟粒や茶米、胴割粒が発生します。ほ場をよく確認し、黄化率が 80% を超えたら早めに収穫します。
高温の影響を完全に回避するのは難しいですが、気象変動に合わせて栽培管理を工夫することにより被害を軽減することができます。基本技術を徹底し、高収量・高品質の米作りを目指しましょう。

「そうま鉢花研究会」におけるシクラメン・クレマチス生産

そうま鉢花研究会は、相馬市及び南相馬市の鉢花生産者 6 戸からなる組織で、生産者全員で栽培や経営に関すること等、情報交換をしながら技術研鑽に努めています。生産品目は、シクラメンを始め、クレマチス、アジサイ、ラベンダー、クリスマスローズ、ランタンキュラス、花壇苗など多岐に渡ります。

中でも、シクラメンの生産技術は全国トップクラスで、今年度は、相馬市の高玉恵治氏 (陽光園) が「愛知県豊明花き地方卸売市場鉢物品評会 2023 鉢花・蘭の部」で品評会準大賞、南相馬市の根本雄二氏 ((株) 根本園芸) が「第 23 回東京砧花き全国品評会」で農林水産大臣賞を受賞されました。

4～5 月は、クレマチスやアジサイの出荷が本格化します。ぜひお近くの生花店やガーデンセンターで相馬地方の花を探してみてください!



▲出荷目のシクラメン



▲そうま鉢花研究会の勉強会の様子

コギクを作ってみませんか?

相馬地方では、JAふくしま未来花き部会そうま支部を中心に、夏秋コギクの生産者が増えています。

コギク生産の年間作業は、冬～春にかけて苗作り、春に定植、その後、摘心や病害虫防除、フラワーネットの設置、葉かき、除草など細やかな作業が続き、7～9月に収穫、出荷となります。手間暇のかかる品目ですが、盆、彼岸に欠かせない花であり、時期を合わせて出荷できれば高単価が期待できます。

ご興味のある方は、当部までお問い合わせください。



「GAP」に取り組んでみませんか?

「GAP」は、食品安全・環境保全・労働安全・人権保護・経営管理に関する取組で、消費者の意識が高まる中、適切な農産物生産及び経営管理においてますます重要となっています。

GAPには「FGAP」や「JGAP」など、いくつかの認証制度があります。また、認証の取得・維持のための補助制度もありますので、まずは気軽に当部に御相談ください。

みんなでGAPチャレンジ!



春の農繁期、作業前の点検・安全確認を徹底しましょう。

春はトラクターを利用する機会が多くなるため、農作業事故が発生しやすくなります。作業時の事故を防ぐため、機械の点検・整備と周辺環境の確認をしっかりと行いましょう。ほ場の条件によっては平坦地でも転倒する危険があります。作業前に、ほ場内の凹凸や軟弱状態を確認し、安全な操作をしましょう。また、トラクターの運転時には安全フレームを必ず立てて使用し、シートベルトとヘルメットも必ず着用しましょう。



農薬使用履歴をつけていますか?

農薬の使用状況の記帳は、農薬取締法に基づく省令の「農薬を使用する者が遵守すべき基準」で努力義務として規定されています。

農薬の使用履歴を付けることで、農薬毎及び有効成分毎の使用回数を数えることができ、農薬取締法違反を防ぐことができます。また、万が一、残留農薬基準値を超過した場合も、原因究明や再発防止策がとりやすくなります。

食の安全安心の意識が高まる昨今、生産者の意識も高めていく必要があります。農薬使用履歴をつけて、消費者に信頼される生産者を目指しましょう。